

上水道委託役務共通仕様書

令和3年4月

摂津市上下水道部

第1条 適用

1. 上水道委託役務業務共通仕様書は摂津市上下水道部が発注する修繕業務・保守管理業務委託について適用する。
2. 上水道委託役務業務共通仕様書に特に定めがない事項については、摂津市土木工事共通仕様書、委託業務等共通仕様書（以下あわせて両図書を「共通仕様書」という。）と大阪府広域水道企業団の設備工事共通仕様書、測量・設計共通仕様書、大阪府の土木請負工事及び委託必携及び電気機械設備工事共通仕様書（以下あわせてこれらの図書を「その他の共通仕様書」という。）の規定によること。

第2条 用語の定義

1. 「委託役務」とは、業務内容のほとんどが人的な労力の提供により完遂される作業をいう。
2. 「発注者」とは、摂津市をいう。
3. 「受注者」とは、業務委託等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
4. 「監督員」とは、発注者の指定する職員をいう。
5. 「責任者」とは、受注者における業務の指揮監督を行う者で、受注者が置いたものをいう。
6. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
7. 「質問回答書」とは、質問受付時に設計図書に対して入札参加者が提出した質問へ発注者が回答する書面をいう。
8. 「特記仕様書」とは、上水道委託役務業務委託共通仕様書を補足し、業務の履行に関する明細又は業務に固有の技術的要求を定める図書をいう。
9. 「図面」とは、入札等に際して発注者が示した設計図をいう。
10. 「金抜設計書」とは、発注者が示す金額を記載していない設計書をいう。

第3条 業務の着手

受注者は、契約締結後速やかに着手届を提出しなければならない。

第4条 業務実施計画書（工程表）

受注者は、工程表を所定の様式に基づき作成し発注者に提出すること。

第5条 業務計画書

1. 責任者は、業務着手前に業務を完了するために必要な手順や手法等についての業務計画書を監督員に提出すること。

責任者は、業務計画書を遵守し業務を履行すること。

この場合、責任者は業務計画書に以下の事項について記載し、監督員がその他の項目について補足を求めた場合に追記すること。

なお、記載内容について、責任者は監督員と協議のうえ、記載内容を一部省略することができる。

- (1) 業務内容
- (2) 工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械
- (5) 主要資材
- (6) 作業方法
- (7) 作業管理計画
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通整理
- (11) 環境対策
- (12) その他

2. 責任者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出すること。

第6条 監督員

監督員は、他の条項に規定するもののほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 委託の業務中、必要な監督若しくは指示を行い、また乙の責任者に対して指示を与えること。
- (2) 設計図書に基づいて監督に必要な細部設計図、作業書を作成し、又はそれらを検査して承諾を与えること。
- (3) 委託成果物の検査又は試験を行うこと。

第7条 打合せ等

1. 業務を適性かつ円滑に実施するため、責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等をよく理解するものとし、その内容についてはその都度受注者が協議書に記録し、相互に確認すること。
2. 業務着手時及び設計図書で定める作業の区切りにおいて、責任者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について責任者が協議書に記録し、相互に確認すること。
3. 受注者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに監督員と協議すること。

第8条 段階確認

1. 受注者は、設計図書において、監督員の段階確認を指定された作業については、段階確認を受けなければならない。
なお、段階確認時において、監督員に不備を指摘された場合、直ちに是正を行い、再確認を受けること。
2. 受注者は、監督員による段階確認に必要な準備、人員及び資機材等の提供を行わなければならない。
3. 監督員による段階確認の時間は、監督員の勤務時間内とする。
ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。

第9条 後片付け

受注者は、業務の全部又は一部の完了時には、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片づけかつ撤去

し、現場及び作業にかかる部分を清掃し、原状回復すること。
ただし、設計図書において存置するとした場合を除く。また、
検査等に必要な足場、はしご等は監督員の指示に従って存置
し、検査の終了後、撤去すること。

第10条 事故発生報告

受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに
監督員に通報し、その指示に従うこと。

第11条 諸法令の遵守

受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な
進捗を図るとともに、諸法令の適用は受注者の責任において
行うこと。

第12条 作業時間の変更

1. 受注者は、設計図書に作業時間が定められている場合で、
その時間を変更する必要がある場合は、予め受注者と協
議すること。
2. 受注者は、設計図書に定められていない場合で閉庁日及
び夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面に
よって監督員に提出すること。

第13条 検便

1. 受注者は、浄水場で1か月間にのべ5日以上業務に従事
するときは、その前に作業員に対して、水道法第21条に
規定する健康診断（検便）を実施し、証明書を監督員に
提出しなければならない。ただし、作業に従事する日か
ら6か月前までの間に会社等において上記の健康診断を
実施している場合は、その証明書を提出すること。
また、従事中の健康診断は、上記の健康診断の日から6
か月に1回実施すること。
検便検査項目は、腸チフス菌、パラチフス菌、赤痢菌、
腸管出血性大腸菌（O-157）、その他必要により指示する
項目とする。
2. 証明書は基本的に原本を提出すること。ただし、他業務
で提出している者にあつては、その写しに原本の所在先

を明記の上、提出すること。

3. 上記の外、監督員が水道法上必要と判断し、臨時に検査を求めた場合は、臨時の健康診断を実施し、証明書を提出すること。

第14条 提出書類

受注者は、指定期日までに「提出書類一覧」により、関係書類を監督員に提出すること。

第15条 既設構造物に対する弁償

受注者は、業務中、他の既設構造物に損傷を与えた時は、受注者の負担で監督者の指示に従い、速やかに現状に復旧すること。

第16条 機器の運転・休止等

1. 施設機器の運転、停止操作は、原則として発注者により行うものとし、受注者が独断で行ってはならない。
2. 摂津市施設は24時間稼働しており、運転管理に支障のないよう作業を行うとともに、作業時間は出来る限り短縮すること。

第17条 業務の開始・終了の連絡

受注者は、作業開始及び終了時、必ず監督員に連絡すること。